

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための 早期集中対策期間における県立学校の対応について

1 趣旨

「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策として、県立学校において、8月20日（金）から次のとおり対応する。

2 対策期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

3 内容

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 学校内において、生徒同士で昼食をとった場面での集団感染が疑われる事例も発生していることから、飲食時のマスクを外した状態での会話は行わないよう、特に指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう幼児児童生徒に指導すること。

(2) 他地域への移動

- ・ 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、最大限、自粛すること。
- ・ 県内での移動について、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、坂町との往来は、最大限、自粛すること。

(3) 授業

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンライン授業の配信が必要となった場合には、生徒の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない生徒等がいる場合には関係課と連携すること。
- ・ 次の活動は、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高いことから、行わないこととする。
 - 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(4) 部活動について

- ・ 感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとし、活動時間を90分以内とすること（ただし、大会、コンクール出場等はこの限りではない）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。
- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(5) 寄宿舎における感染症対策

- ・ 現在、自宅へ帰省している生徒が寄宿舎へ戻る際には、発熱等の症状が無い場合に限ることとし、可能な限り感染リスクを減じた方法で移動するよう指導すること。
- ・ 寄宿舎から自宅への帰省は可能とする。ただし、(2)において、他地域の移動の自粛を求めていることを踏まえ、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。